

地域包括支援センターだより

暮らしのコンシェルジュ

当センターは、高齢者の暮らしについて様々な相談や要望に応える『よろず相談窓口』です。暮らしのコンシェルジュに、多く寄せられるご相談と対応を紹介します。

今月は食事について取り上げてみたいと思います。

- **相談内容**…80代夫婦2人暮らし。夫からの相談。妻が食事を準備しているが、足腰が弱くなり炊事が大変になってきた。毎日の食事に困っている。

- **対応策** (以下のとおり)

1. 状況の確認

世帯状況や家族等の支援が期待できるかを確認します。

☆調査により明らかになったこと☆

調査により明らかになったこと：夫は炊事の経験がなく車の運転を止めたため買い物に行けない。1人娘が隣市に住むが仕事をしているため、毎日食事を差し入れることはできない。近隣に頼める親戚や知人もいない。

2. 利用可能なサービスの紹介

①食の自立支援事業（高齢者訪問給食サービス）

内 容：買い物や調理等が困難な高齢者等に対して定期的に訪問してバランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います（1食450円、おかずのみ370円、療養食500円）。昼食と夕食の配達を行います。

対象者：おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者。要介護認定者を含む高齢者のみの世帯に属する方。重度心身障害者単身世帯他。

申 請：保健福祉課介護福祉係で申請できます。印鑑（認印可）が必要です。

※要審査…月1回開催される地域ケア会議で審査の上、利用可否が決定します。緊急性が高い場合は地域ケア会議を待たずに利用することができます。

②民間の配食サービス、移動販売などの紹介

内 容：審査を経ずに誰でも利用できます。地域包括支援センターまでご相談ください。

③訪問介護

内 容：要支援・要介護認定者に対して買い物や調理の支援を行います。ただし、健康な同居家族などがいる場合は利用できません。利用の際は、ケアマネージャーがケアプランを作成する必要がありますので、介護福祉係もしくは地域包括支援センターまでご相談ください。

3. 結果

食の自立支援事業の利用申請をされました。地域ケア会議の審査結果、ご飯は妻が炊けるため、おかずのみ利用となりました。また、日曜日は娘が休みのためおかずを差し入れることになりました。

介護予防支援業務の担当職員(常勤・パート)を募集しています。 ■資格要件：保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員

